

業務方法書の一部変更（借入による補てん金の交付条件）について

このことについて、次の通り附則を制定する。

1. 制定する附則（案）

(1) 基金は、畜産経営者の継続的な基金加入を確保し、通常価格差補てん事業の安定的な運営を行うため、令和4年7－9月期以降の通常価格差補てん金であって借入金により補てんを実施するものについて、令和5年度以降当該借入金の返済完了までの間に以下に該当する場合には、畜産経営者に返還を求めることができる。

ア. 廃業等の合理的な理由がなく、畜産経営者が基本契約及び数量契約の更新を行わない場合。

イ. 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、畜産経営者が契約数量を大きく減じる場合。

(2) 基金が前項に該当する畜産経営者に求める返還の金額は、理事長が別に定める金額（注）とする。

(3) 当該畜産経営者が前項に定める金額の返還を完了しない場合には、基金は、当該畜産経営者との間で基本契約及び数量契約の再契約に応じることができないものとする。

（注）理事長が別に定める金額：

返還対象金額

令和4年7－9月期から返還を求める事案が生じた四半期の直前の四半期までの期間について、各四半期毎に以下の算式により求めた額をそれぞれ足し合わせた額を上限とする。

各四半期における加入 生産者への通常価格差 補てん金交付額	×	<u>各四半期における通常価格差補てん金の交付総額 のうち借入金により補てんを実施する額</u>	÷	各四半期における通常価格差補てん金の交付総額
-------------------------------------	---	--	---	------------------------

(4) 変更後の業務方法書は、令和4年7月19日から適用する。

2. 制定の理由

(1) 生産者の継続的な基金加入により、借入金の返済を着実に進めるため。

(2) 平成20年度の借入補てん後に、合理的な理由がなく契約を非更新又は大きく減じた生産者との公平を図るため。

3. その他

今後関係先との協議の結果、趣旨の範囲内で字句等一部修正を要する時は、その修正について理事長に一任するものとする。